

## 三隅川漁業協同組合内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、三隅川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物〔あゆ、こい、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）及びもくずがにをいう。以下同じ。〕の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網又はうなぎ籠による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網又はうなぎ籠による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投 網	網目 3 cm以上、網丈 5 m以下
手釣及び竿釣	あゆの毛鉤釣、どぶ釣は禁止する
うなぎ籠	2 本以内

### (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月20日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する日から12月31日まで
こ い	1月 1日 から12月31日まで
う な ぎ	5月20日 から11月30日まで
や ま め (あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。) ご ぎ (いわなを含む。)	3月 1日 から 8月31日まで
もくずがに	8月 1日 から11月30日まで

2 前項の公表は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイト <https://www.misumigawa.com> (以下「ウェブサイト」という。) にて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄の漁法は、ウ欄の区域内及びエ欄の期間中において、遊漁をしてはならない。

ア魚種	イ漁法	ウ 区 域		エ 期 間
あ ゆ	全漁法	浜田市三隅町三隅地内新三隅大橋上流端から同町三隅地内道正橋上流端から上流 300mのところに至るまでの区域		10月10日から 11月19日まで
	投 網	浜田市三隅町三隅地内三隅大橋上流端から下流に至る区域		8月20日から 12月31日まで
		浜田市三隅町河内地内迫橋上流端から同町三隅地内三隅大橋上流端に至る区域	10月10日から 12月31日まで	
ごぎ(いわなを含む。)	手釣、竿釣	板井川	益田市美都町板井川地内正本橋下流端より上流に至る区域	1月1日から 12月31日まで
		小角川	浜田市弥栄町三里地内笠松橋下流端より上流に至る区域	
		岩倉谷川	浜田市弥栄町三里地内横谷橋下流端より上流に至る区域	

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる大きさ以下のものを採

捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長6cm
もくずがに	甲幅4cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、組合事務所又は組合のウェブサイトにて公表した取扱所及び組合が指定するオンラインシステムにおいて納付する場合は次の表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、こい、うなぎ、もくずがに	手釣、竿釣	1日	2,000円
		1年	7,500円
あゆ	投網	1年	10,000円
うなぎ	うなぎ籠	1年	5,500円
やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)ごぎ(いわなを含む。)	手釣、竿釣	1日	1,300円
		1年	5,500円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の右欄のとおりとする。

小学生・未就学の幼児	無料
中学生	1年500円
身体障がい者(手帳所持者に限る)	第1項に規定する額の2分の1に相当する額

3 同一人が2種類以上の魚種について遊漁する場合又は2種類以上の漁具、漁法により遊漁する場合の遊漁料はそのうちの最も高い遊漁料とする。ただし、同額の場合(うなぎのうなぎ籠、1年5,500円とやまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)ごぎ(いわなを含む。))の手釣、竿釣、1年5,500円)は、両方兼ねることが出来ない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域
10月10日から11月19日までの期間、浜田市三隅町三隅地内新三隅大橋上流端から同町向野田いや谷山の尾根先に設置した標柱に至る区域

- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項
  - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1. この規則は、令和5年9月1日から施行する。